

7 住民の命と財産を守るために ―行政の役割―

7-1 地震対策の推進

♥ 大規模地震対策特別措置法

地震対策の基本は住民の生命の安全と財産の確保にあります。地震発生が事前に予知できれば、人的被害を大幅に軽減することができますとともに、物的被害も軽減できるはずです。

昭和51年夏、近い将来東海地域に大地震（いわゆる東海地震）が発生する可能性があることが指摘され、もし地震が発生した場合に重大な災害が生じることが懸念されました。一方、地震学及び地震予知技術の進歩、同地域の地震観測・監視体制の強化などにより、東海地震の直前予知実現の可能性が高まりました。これらのことを背景に、地震予知とそれに基づく国、地方公共団体、住民、企業等の地震防災対策の責任を明確にした、大規模地震対策特別措置法が制定されました。

♥ 地震対策300日アクションプログラム

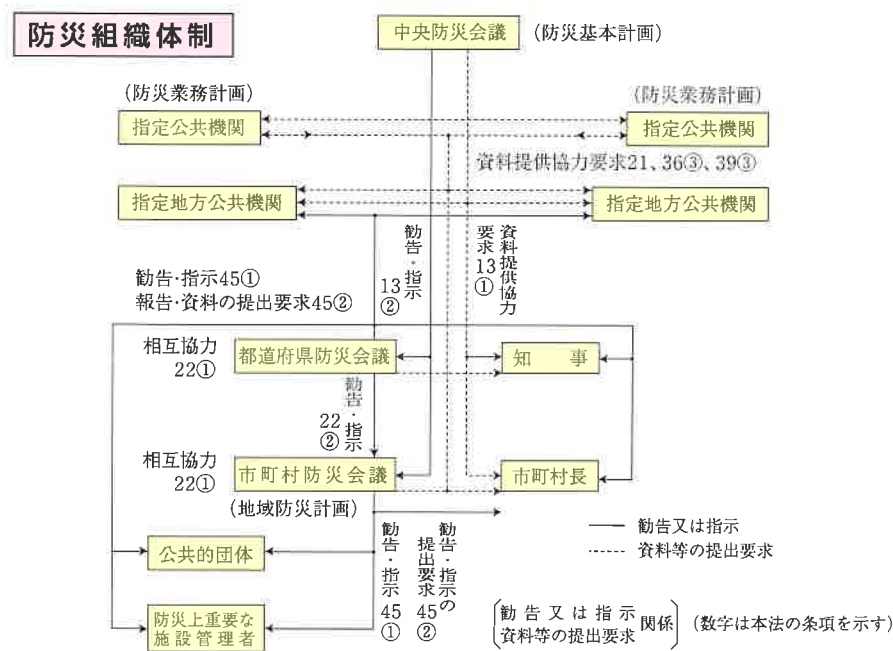
地震対策のより一層の充実を図るため、阪神・淡路大震災の教訓を生かして、静岡県が平成6年度に東海地震や神奈川県西部の地震の対策について総点検を行いました。その結果、いつ地震が発生しても的確な対応が出来るように備え、さらに、地域防災計画に反映させたものがアクションプログラムです。

その対策は項目として30、内容が314にわたっています。また、制度改正や他機関と協議が必要なものについては、取り組みの方向を明らかにして、年次計画を策定しています。計画的に推進するための行動計画についても具体的に示しています。

♥ 防災基本計画

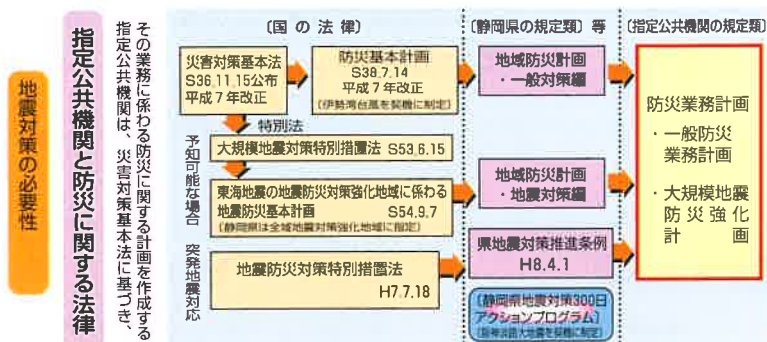
災害対策基本法に基づき作成される防災計画の一つで、国の防災に関する基本的な考え方について中央防災会議が作成します。災害根絶の究極目的を指向しつつ、最近における災害の実状に照らし、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復旧のための諸施策について、その基本を定めています。

防災業務計画及び地域防災計画の作成又は修正のための諸基準を定めたものです。指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体は、この計画に示された基本方向及び基準にしたがって、防災計画を作成又は修正しなければなりません。



♥ 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法により、強化地域の指定を受けたとき、指定地方行政機関（通産局、地方气象台、法務局など）の長や指定公共機関（日赤、NHK、NTTなど）の長は「防災業務計画」で、地方防災会議等が「地域防災計画」で、石油コンビナート等防災本部及び防災本部の協議会が「石油コンビナート等防災計画」で作成してある計画をいい、中央防災会議が定めた「地震防災基本計画」を基本として定めることとなっています。



♥ 地域防災計画

災害対策基本法に基づき作成される防災計画の一つで、①都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの、②市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの、③2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの、④2以上市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するものをいい、災害の内容によって、風水害等の一般対策編、震災対策編、火山対策編、原子力対策編などの防災計画があります。

また、この地域防災計画は、国の作成する防災基本計画に基づき作成され、毎年計画に検討を加え、必要があるときは修正しなければならないことになっています。

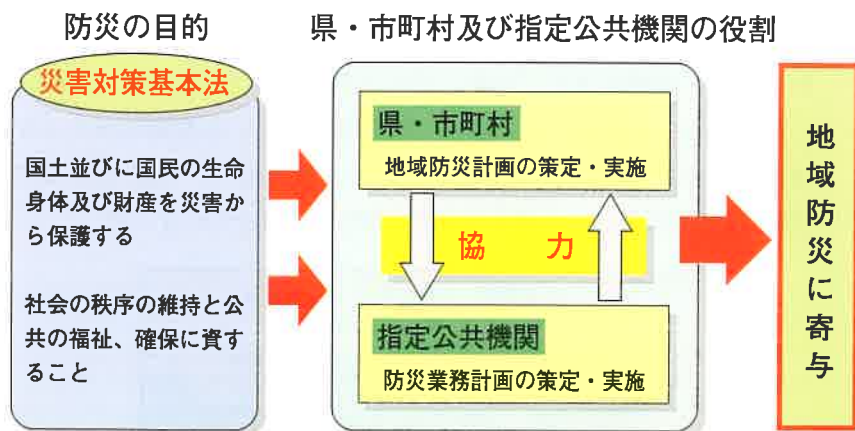
♥ 指定行政機関・指定公共機関

指定行政機関は、現在、総理府、警察庁など29機関が内閣総理大臣から指定されています。また、指定（地方）行政機関は、現在、37機関が指定されています。

指定公共機関は、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するものをいいます。現在、日本銀行、日本電信電話株式会社など38機関が指定されています。

指 定 公 共 機 関 の 責 務

- ◆指定公共機関は防災業務計画を策定・実施すると共に、県・市町村に協力し、**防災に寄与**しなければならない。



♥ 地震対策の財源措置

地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、国の財政負担の特別措置を定めた法律として「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に関わる国の財政上の特別措置に関わる法律」があります。ただし平成11年度で期限切れとなります。

これは避難地、避難路、緊急輸送路、消防施設、通信施設、小中学校及び津波対策等の11事業を、地震対策上緊急に整備する事業として定め、小中学校、消防施設等の市町村が行う事業を中心に補助率が引き上げられ、さらに地方債負担に対する軽減措置がとられています。

♥ 地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法により、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が発生する恐れがある地域を、内閣総理大臣が地震防災対策強化地域として指定することになっています。指定にあたっては、内閣総理大臣があらかじめ関係都道府県知事に意見を聴くことになっており、その結果、静岡県全域と、山梨県のほとんど、神奈川県のはほぼ半分、長野県、愛知県、岐阜県の一部を合わせて、170（市町村合併により現在は167）市町村が指定されました。



♥ 法人事業税の超過課税

静岡県は、大規模地震災害から県民の生命、身体、財産を守るための施設整備や防災意識の啓発を行うために、昭和54年度より、県内の一定規模以上の会社等の協力を得て、法人事業税の超過課税を行いました。

施設整備として、避難地、避難路、緊急輸送路、消防用施設、社会福祉施設、通信施設、病院、学校、津波対策、山崩れ等防止、防災拠点の整備などがあります。

なお、平成6年度からは高規格幹線道路などの交通基盤整備に活用しています。

♥ 防災対策強化月間

9月1日は防災の日。これは関東大地震が9月1日に起きたことを教訓として定められたものです。また、この前後7日間は防災週間として、様々な行事が行われています。

静岡県では特に7月1日から10日を津波対策推進旬間、11月を地震防災強化月間として県民の防災意識を高めているほか、12月の第1日曜日には突然地震が起きたとの想定で地域防災訓練を行っています。

♥ 津波対策推進旬間

東海地震の津波は、駿河湾から遠州灘の海域で発生するため、地震発生とほぼ同時に津波が襲来します。海岸付近で大きな揺れを感じたら、ただちに近くの高台や避難ビルへ避難しましょう。

静岡県では、平成5年の北海道南西沖地震の津波による被害の教訓等を踏まえて、毎年7月1日～10日を津波対策推進旬間として定め、県内各地で津波避難訓練などを行っています。訓練は県・沿岸37市町村、各防災関係機関、自主防災組織などが協力して実施します。住民に対する情報伝達、観光客等海浜利用者への避難指示、遭難者救助訓練、防潮水門閉鎖訓練等を実施し、緊急時には迅速かつ適切な防災行動を身につけることを目標としています。

♥ 防災とボランティアの日

平成7年12月15日の閣議で、1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日～21日までを「防災とボランティア週間」と決めました。これは関東大震災の発生した9月1日の「防災の日」以来の決定です。この週内に防災関係者は、災害時のボランティア活動と自主的な防災活動の普及のための行事を行うこととしています。

これまでの防災対策は不燃化、ブロック塀対策等のハード面に重点を置いていましたが、これからは人のネットワークや物資流通のネットワークというようなソフト面に加えて、社会の防災性能の向上へと質的転換を図ることが大切です。

♥ 静岡県緊急防災支援室（スペクト）

阪神・淡路大震災を教訓に、大きな地震などの災害が発生したとき、すばやく被害状況についての情報を集めたり、応急対策を立てたりすることを目指して、アメリカの連邦危機管理庁（F E M A）にある、現地被害調査チーム（F A S T）をヒントに、県庁内につくられた組織です（平成8年4月1日発足）。

スタッフは、無線・土木・建築、看護婦などの専門技術をもつ県職員のほか、警察官、教員、市町村の職員、消防士や電力、ガス、電話、鉄道などのライフライン事業所から派遣された社員から構成されています（合計27人）。それぞれの分野の専門知識を生かし、県災害対策支部、市町村支援、ライフライン関係機関との連携などの役割を担っています。

「スペクト」は、Shizuoka Prefectural Emergency Cordination Team の頭文字を並べた呼称です。

♥ 静岡県ライフライン防災連絡会

静岡県では、ライフラインの東海地震対策を推進するために、昭和57年に「静岡県ライフライン連絡会」を設立し関係機関の連携を図ってきました。しかし、東海地震が発生した場合の第2次被害想定公表を契機に、災害発生時の被災情報、復旧に関する情報等の住民への広報や、復旧作業における連携を強めるため、連絡会を発展的に解消し、平成6年に、鉄道などを含めた「静岡県ライフライン防災連絡会」を設立しました。防災連絡会では単に情報交換にとどまらず、統一的な広報パンフレットや情報広報マニュアルを作成し、また関係機関で利用できる早期復旧支援システムの構築や、災害復旧合同訓練に取り組む等、盛んな活動をしています。

7-2 地震対策事業

♥ 防災意識ローラー作戦（命のパスポート）

阪神・淡路大震災における死亡者の80%以上が、家屋の倒壊、家具の転倒により亡くなりました。

日頃からの家庭内の対策が最も重要ですが、防災に対する意識は、阪神・淡路大震災以降、年々低下している状況であります。

いざという時にあわてずに行動するために、地震発生直後から3日目までと、避難生活になった場合の個人の対応をスローガンにしてまとめ、また、家庭内の対策を含めて、テレホンカードサイズで常に携帯することができる啓発資料「命のパスポート」を作成し、平成11年度から、説明を加えて配布する「防災意識ローラー作戦」を展開し、防災に対する意識を高めています。



♥ コミュニティー防災センターの設置

住民による地域防災活動を積極的に推進するために、県や市町村はコミュニティ防災センターの設置をすすめています。平常時は地域住民の、防災訓練及び防災知識の普及の場として活用されています。警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点となるとともに、避難を必要とする人達の収容施設となります。地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用され、自主防災組織の拠点となります。

♥ 防災行政無線の整備

災害が発生すると交通や通信回線などの社会インフラの機能が著しく低下します。こうしたことを予測して、防災上に必要な重要通信を確保するため、公共機関を中心に設けられた無線通信のネットワークが防災行政無線です。

防災行政無線は公共機関相互の通信と、住民等に対しての広報や指示を主目的としています。国土庁などの指定行政機関（各省庁）と在京指定公共機関（NHK、JR、日赤等）の48機関を結ぶ中央防災無線、消防庁と都道府県の間を結ぶ「消防防災無線」、都道府県と市町村及び防災関係機関を結ぶ「都道府県防災行政無線」、市町村が住民に対して災害情報の伝達や広報する目的の「市町村防災行政無線」や「地域防災無線」等があります。

♥ 広域避難地の指定

地震が発生した時の市街地火災から避難する場所について、どのくらいの広さがあれば安全かを一概にいうことはできません。大火災時の危険の要因には輻射熱、火の粉、旋風、煙、酸欠、有毒ガス等があります。それらがまた風向、風速、避難地周辺の建物状況等により、いろいろ変化しますから、避難地の安全性は単に広さだけでは決められません。

♥ 避難地の確保

避難地で生活する者は、警戒宣言が発令された際に津波や山・崖崩れ危険地域に住む者、帰宅できない旅行者等で住居を確保できない者が対象となります。

市町村は、避難を必要とする者のための避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置をとることになっています。

被災者管理班

- (1) 名簿管理
- (2) 問い合わせへの対応
- (3) 取材への対応
- (4) 郵便物・宅配便の取り次ぎ

情報班

- (5) 避難所外情報収集
- (6) 避難所外向け情報発信
- (7) 避難所内向け情報伝達

食料・物資班

- (8) 食料・物資の調達
- (9) 炊き出し
- (10) 食料・物資の受入
- (11) 食料の管理・配給
- (12) 物資の管理・配給

施設管理班

- (13) 危険個所対応
- (14) 防火・防犯

保健・衛生班

- (15) ゴミ
- (16) 風呂
- (17) トイレ
- (18) 掃除
- (19) 衛生管理
- (20) ペット
- (21) 医療・介護活動
- (22) 生活用水の管理

ボランティア班

- (23) ボランティアの受入・管理

総務班

- (24) 記録
- (25) 地域との連携
- (26) その他

♥ 医療救護計画

東海地震が突然発生した場合、死者約2.5千人、重・中等傷者約9万余人の被害を県では予測しています。

負傷者に対する救命・救護活動を迅速に行い、人的被害を少なくするために、医療施設の整備や医薬品の備蓄を進めています。

さらに、市町村の医療計画では、切り傷などの軽傷者は家庭で処置し、重傷者のみ指定された避難地などに市町村が開設する救護所で診療を受け、ここで処置できないときは市町村が救護病院に搬送し、さらに手当てが困難な傷者は、指定された県下12カ所の広域救護病院へ県が搬送して処置することが計画されています。

地 域	病院数	病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
東 部	4	順天堂伊豆長岡病院	〒410-2211 田方郡伊豆長岡町長岡1129	0559-48-3111
		沼津市立病院	〒410-0302 沼津市東椎路春ノ木550	0559-24-5100
		国立東静岡病院	〒411-0905 駿東郡清水町長沢762-1	0559-75-2000
		富士市立中央病院	〒417-0048 富士市高島町50	0545-52-1131
中 部	5	清水市立病院	〒424-0901 清水市宮加三1231	0543-36-1111
		県立総合病院	〒420-0881 静岡市北安東4丁目27-1	054-247-6111
		静岡赤十字病院	〒420-0853 静岡市追手町8-2	054-254-4311
		静岡済生会総合病院	〒422-8021 静岡市小庵1丁目1-1	054-285-6171
		市立島田市民病院	〒427-0007 島田市野田1200-5	0547-35-2111
西 部	3	袋井市立袋井市民病院	〒437-0061 袋井市久能2515-1	0538-43-2511
		浜松医科大学医学部附属病院	〒431-3124 浜松市半田町3600	053-435-2111
		県西部浜松医療センター	〒432-8580 浜松市富塚町328	053-453-7111

♥ 救 護 所

静岡県では避難所として指定されている学校等又は診療所に設置する計画で、そこには医師、看護婦等が配置され救護病院等への搬送の必要の可否、いわゆるトリアージの実施、重傷患者への応急処置、中等傷患者の処置を行うところをいいます。

- ・ 重 傷 患 者：手術等入院治療を必要とする者
- ・ 中等傷患者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

救 護 所

避難所として指定されている学校又は診療所に設置

- ・ トリアージを行う
- ・ 重傷患者の応急処置
- ・ 中等傷患者の処置



中等傷患者は処置後帰宅させる

♥ 大地震時の火災対策

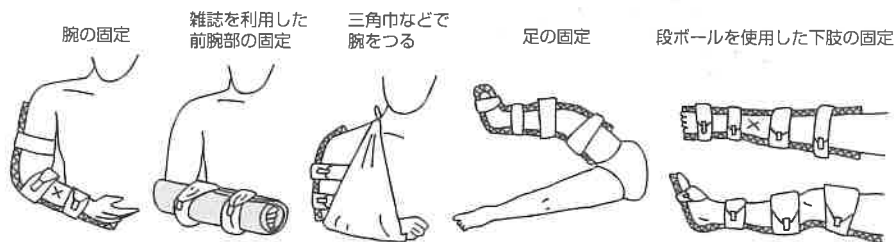
地震が起きた時には、同時多発火災の発生が予想されます。このため、県内の各市町村では耐震性貯水槽、防火水井戸、可搬ポンプなどの整備を行い、同時多発火災に備えています。

県内には平成10年4月現在で貯水槽は100トン以上1,013基、60トン～100トン1,083基、40トン～60トン9,711基、20トン～40トン3,630基、防火水井戸が40トン以上1,330基、40トン未満1,331基が整備されています。可搬ポンプも消防機関1,069台、自主防組織4,330台、合計5,399台が用意されています。これらは今後とも整備を進めるが、一人ひとりが出火防止対策を積極的に行うとともに、火災発生時の初期消火方法を習得しておくことが大切です。

♥ 応急救護の教育

大地震の発生により、建造物の倒壊、ガラスなどの飛散、火災の発生、山崩れや津波などによる多数の負傷者を生ずることが予想されます。

各学校はこうした非常事態に備えて、学校や地域の救護体制の確立、強化を図るために、応急救護に関する基本的な知識や技術を習得させ、実際の場に役立つ実践的な教育を推進する必要があります。学校の実体、地域性等を考慮し、計画的、継続的に実習を重ね技術の向上を図り、必要に応じて学校や家庭・地域の救護活動に役立てます。



♥ 津波対策事業の内容

静岡県海岸延長は約500kmあり、津波による被害が生じるおそれのある地域に住んでいる住民の生命、身体、財産を守り、避難を円滑に行うために、堤防護岸の新設やかさ上げ、補強や津波防潮水門の新設、津波避難ビルの指定等の施設の整備が行われています。

地震に対しては、警戒宣言が発令されると、遠隔操作により水門を閉めます。突然の場合は、起きた地震の強さによって水門内の地震計が作動して自動的に水門を閉めます。次に、洪水時の場合ですが、この水門は常には開いています。しかし、津波に対処するために水門が閉鎖されていたときに洪水となることも考えられます。その時には、水門の上部に設けた水位計により潮位と水位とを見ながら洪水を海に流せるように調節するバイパス水路が設けられています。



耐 震 水 門

♥ 緊急輸送路の確保

緊急輸送路とは、警戒宣言発令時及び災害時に緊急物資や防災要員の迅速な輸送を確保するため指定した道路です。指定は緊急輸送の重要度に応じ、輸送の骨格をなす広域輸送路としての第一次緊急輸送路、第一次道路と市町村役場を結ぶ第二次緊急輸送路、第一次道路と市町村役場の支所とを結ぶ第三次緊急輸送路に区分されています。

道路や港湾が地震後も機能するように、緊急輸送路網の整備が国の財政特別措置法による地震対策緊急整備事業や地震防災対策特別措置法による地震防災緊急事業により実施されています。

♥ 震災時の橋梁確保

関東大地震で大火災となった東京では、橋のたもとで多くの焼死者が出ました。これは当時多かった木橋が火災で焼け落ち、避難路を断たれたことが大きな原因でした。

今は木橋がほとんどなくなり、コンクリート橋、鉄橋梁となっていますが、橋の取り付けの盛土部分などは、陥没、亀裂などの路盤災害を受けやすい場所です。ここが被災すると橋上では車が脱出不可能となり、橋のたもとでも多くの車が立ち往生し、避難行動や緊急車両の通行を著しく妨げることになります。

♥ 緊急空路の確保

災害が発生したあとの緊急空路の確保については、静岡県下では、ヘリコプターによる輸送が中心となります。県内には公共ヘリポートが静岡にしか整備されていないので、県、市町村は緊急措置として飛行場外離着陸場としてヘリポートの選定を行っています。

県は防災拠点ヘリポートとして9個所と予備地を4個所を選定し、Hマーク、吹き流し、無線機、簡易夜間誘導灯等の運航資機材を整備し、航空燃料について沼津、浜松において備蓄を図っています。

市町村では約300個所の防災ヘリポートを選定していますが、避難地と競合している場所も多く、実効性について課題をのこしています。輸送に携わる主体は自衛隊、各地方公共団体の消防防災ヘリ等が予定されています。



♥ 緊急海路の確保

災害が発生した後の緊急海路の確保については、防災港湾等の耐震岸壁の整備、漁協、海運業者との協定等による輸送手段が計画されています。

港湾整備としては、防災拠点港湾6港（熱海、下田、沼津、田子の浦、清水、御前崎）の他、防災港湾5港、11漁港において耐震岸壁の整備が行われています。輸送手段としては、県・市町村・漁協との緊急輸送活動に関する協定によって確保することになっています。

平成10年9月には海上緊急輸送活動を円滑に実施するため、海上保安部、運輸局、県、海運業者、漁協等の関係者が一同に会し「海上輸送体制確保連絡会」が発足しました。また、県は緊急輸送の手段として平成9年度から高速防災船「希望」を就航させています。



ＴＳＬ防災船「希望」と防災ヘリコプター２号機「オレンジアロー」

♥ 港湾の地震防災対策

東海地震が発生した後の要員、緊急物資、復旧用資機材等の輸送機能を確保するために、県内にある港湾や漁港の中から22の港湾を防災港湾に指定し、更にその内の熱海、下田、沼津、田子の浦、清水、御前崎の6港を防災拠点港湾に指定しています。

防災港湾は、地震に強い構造の岸壁（耐震強化岸壁）、物揚場等が整備されていて、被災者に対する緊急物資の輸送、避難者の救出、その他海路による救援活動を行うためのものです。

♥ 貯木場の津波対策

港内貯木場の木材は、津波によって流出すると凶器に早変わりします。流動時の木材の衝突力は非常に大きく、家屋や船舶を破壊する直接の障害物となります。また、航路や泊地に流出すると、船舶の航行ができなくなり、緊急物資の輸送にも支障を来すことが予想されます。

このため、港内貯木場の対策については、警戒宣言が発せられると、水面貯木場では係留施設の強化、陸上貯木場では転落防止の強化、貯木場出入り口の締め切り等の措置をとることとしています。

♥ 地震対策資金の貸付け

事業所が地震対策を実施使用するときの資金面の援助措置として、県は次のような資金制度を設けています。

①貸付金の名称は「地震災害防止対策資金」②対象者は1年以上継続して同一事業を営んでいる中小事業者③融資対象は建築物、設備④融資限度額は3,000万円⑤融資利率は5%⑥融資期間は7年以内（1年以内の据置期間がある）⑦受付窓口は市町村商工担当課⑧照会先は各市町村の受付窓口か県商工金融室（054-221-2513）となっています。

♥ 外国人の対策

国際化の進展にともない静岡県内においても外国人登録者が増加しているため、県では、外国人を情報収集・伝達が困難な災害弱者と位置づけて、言語、生活習慣が異なる外国人に対する災害時の支援態勢の整備や、対策方法の啓発をおこなっています。

啓発媒体としては、日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の7言語で書かれた地震防災パンフレットを作成し、市町村が外国人登録窓口等で提供しています。このパンフレットは事業所が従業員教育としても活用できるものとなっています。また県提供のラジオ番組を通じて、防災についての心がまえや防災訓練への参加を呼びかけるなどの広報を行っています。

発災時の支援については、国際交流ボランティアの育成を図り、ボランティアと交流団体のネットワーク化を推進し、体制整備を図っています。

♥ ボランティア対策

静岡県の災害時のボランティア受入は、県、県支部、市町村が、社会福祉協議会、ボランティア協会、その他の関係団体、ボランティアコーディネーター等と連携して設置する支援本部により行われる計画です。県災害ボランティア支援本部及び支部は、市町村災害対策本部活動の支援、ボランティアの振り分け、関係機関との調整等を行うこととしています。県・市町村災害対策本部・支部はそれぞれの支援本部の設置準備及び情報提供を行い、市町村は被災地で第一線の拠点となるボランティア活動拠点を設置します。実際のボランティアの受け入れは避難所や救援物資集積場等ですが、ボランティア保険の登録は必ず市町村社会福祉協議会などで手続きをする必要があります。

なお県は、平成8年度から5カ年計画で災害ボランティアコーディネーター700人を目標に養成しているところです。

静岡県ボランティア協会

〒420-0856 静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階
TEL 054-255-7357 FAX 054-254-5208



♥ 災害対策用資機材についての税制上の優遇措置

「大規模地震対策特別措置法」により、地震防災応急計画の作成義務がある事業所が、消火設備、動力消防ポンプ、飲用濾過器などの資機材を取得した場合、初年度に限り、取得額の13%を特別償却限度額として普通償却限度額との合算額を必要経費に算入でき、資産（資機材）について固定資産税の課税標準額が3分の2に軽減されることになっています（5年間）。

詳しくは税務署、市町村の固定資産税担当課へ問い合わせてください。



◆ ガラス飛散防止フィルム貼付費用の損金算入

地震時の負傷原因の一つとして、破損したガラス等の破片によるものがあります。事業所等がガラスに飛散防止のためのフィルムを貼ることは、防災上有効な方法の一つです。

事業を行う法人または個人が、現在使用中の建物にガラス飛散防止フィルムを取り付ける際にかかった経費に、次のいずれかが該当するときは、修繕費として必要経費（損金）算入できます。①かかった金額が60万円に満たない場合②かかった金額が、取り付け対象となった固定資産の前期末の取得金額の概ね10%以内となっています。

詳しくは税務署へ問い合わせてください。



7－3 警戒宣言が出たら

♥ 地震災害警戒本部の設置

東海地域の観測データに異常が発見され、判定会により出し地震が発生する恐れがあるとの結論が出されると、総理大臣から「警戒宣言」が発令されます。

警戒宣言が発令された場合は、大規模地震対策措置法に基づき、国、県、市町村はそれぞれ内閣総理大臣、知事、市町村長を本部長とする地震災害警戒本部を設置します。

地震災害警戒本部の要員は、あらかじめ定められた防災計画に沿って、情報活動や広報活動、緊急輸送活動、避難活動、救援・支援活動等の、発災時に備えた対策を講ずることになります。

また、警戒宣言が発令されると公共交通機関の運行中止（鉄道は最寄駅に停車）、銀行・郵便局の営業停止、道路の流入制限等の対応措置がとられます。

地震災害警戒本部は、警戒宣言が解除された場合又は地震が発生し、災害対策本部が設置された場合には廃止されます。

♥ 警戒宣言時の学校の計画

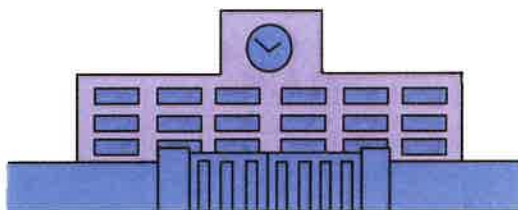
警戒宣言が発令されますと、幼稚園や学校は授業を打ち切り、休校となります。児童・生徒は、各学校の計画に基づいて、保護者に引き渡されたり、集団下校したりすることになります。各家庭では、幼稚園や学校の帰宅に関する計画を家族全員が十分に理解しておきましょう。

また、授業の再開については、ラジオやテレビ、市町村の広報、PTA、自主防災組織などを通して、児童・生徒や保護者に知らされます。

幼 稚 園

学 校

閉園、閉校。園・学校にいる時は園児生徒はすぐ
帰す（集団下校）が保護者に引き渡す。



7-4 地震が発生したら

♥ 災害対策本部の設置

災害が発生したり、また発生するおそれがある場合には、災害対策基本法に基づき、県や市町村に災害対策本部が設置されます。このため、災害対策本部の運営にあたっては、建物や設備の耐震化を図ったり、必要な要員の確保ができるように計画を作っておきます。

災害対策本部の要員は明解な業務分担により被害状況等の情報を収集し、迅速かつ的確に伝達します。また、2次災害発生の防止策を行ったり、相互応援協定先への応援要請、自衛隊の派遣要請などの応急対策を行います。

さらに、全国的な支援を必要とするような災害には、その受入れ体制を円滑に進める業務を担います。

♥ 初動体制の確立

突発地震が起こった場合、公共交通機関の途絶、電話などの通信網の不通、家族の被災、建物倒壊等により初動態勢の迅速な実行や的確な被害情報の把握が困難となります。

このような状況に対応するため、24時間非常参集体制や防災要員の宿舎の確保、担当職員の動員体制を強化し、発災時において迅速かつ的確な体制の確立が図られます。

また、被災情報の収集のため、衛星系ホットライン、地域防災無線の整備やアマチュア無線の活用等により、被災地域と市町村及び県、国との迅速・確実な情報の収集・伝達手段を確保することも重要です。

♥ 自衛隊の支援

大地震が発生した時、自衛隊が被災地に入って、救援活動や行方不明者の搜索活動を行います。こうした活動は知事が自衛隊の支援を要請して行われるもので、自衛隊の災害派遣と呼んでいます。

静岡県は、東海地震の被害が県下全域に及ぶことを予想しているので、大規模な災害派遣が考えられます。また警戒宣言が発令された時に、①避難、交通状況等の航空偵察、②地震発生直前の現況調査、③特定の緊急患者の移送、④防災要員等の輸送など自衛隊の防災派遣を要請する事を計画しています。

♥ トリアージ

災害や事故により多数の負傷者が発生した場合、負傷者を傷病の程度に選別し、治療や搬送の優先度を決めることをトリアージと言います。災害や事故の現場では、救出・救助が1分遅れば1人多く死んでしまい、1分早ければ1人多く助かるとよく言われています。トリアージは緊急度と重傷度を加味しながら決めますが、回復の可能性のあるケースを第1順位、数時間処置が遅れても生命に危険はあまりないものは第2順位となります。第3順位は小さな外傷や自立歩行できる人、それほど処置を急がないグループです。明らかに死亡している場合、いくら頑張っても生命を救う見込みがない場合は第4順位となります。



♥ 地震発生直後の緊急輸送計画

発災直後は、自衛隊等のヘリコプターにより、災害応急対策要員、医療従事員、通信関係保守要員、医薬品、資機材等を中心とした輸送を行うことが予想されます。

被災後1～6日程度の間は、ヘリコプター、船舶及び利用可能な道路によって、負傷者、生命維持に必要な生活物資、緊急輸送路復旧に必要な人員、資機材等の輸送が中心とならざるを得ません。

被災後7日目程度以降は、陸上及び海上輸送を中心に、災害復旧要員、資機材、生活必需品の輸送を実施し、また、孤立山村等への陸上交通が不可能な地域に対しては、航空輸送を継続することになります。



♥ 緊急輸送路の復旧対策

予想される東海地震では、被害が広範囲にわたるものと予想され、震災が起こった後の道路は、救援、復旧等の災害応急活動に重要な役割を担うことになります。このため緊急輸送路が被災した場合には、早期に復旧できるように態勢をとっています。

あらかじめ定められた分担区分に従い、建設業者がブルドーザー等の重機、ダンプトラックで直ちに復旧に当たる計画になっています。また、県は復旧に必要な資材を平成10年4月現在、県内58カ所に備蓄しています。備蓄は発災後一週間分の量で、H形鋼10,133本、鋼矢鉄12,229枚、コルゲートパイル8,125mです。

♥ 被災建築の応急危険度判定

大規模地震発生後、余震による二次災害防止のため、被災した建物の応急的な危険度の判定を行う制度があります。被災建物を判定した結果、建物入り口付近の見やすい場所に「危険」「要注意」「調査済み」の判定ラベルを張って周知します。この業務は建築士が講習会を受講し、判定士登録をした者によって行われます（5年で継続講習受講が必要）。

米国カリフォルニア州で行われていた制度を参考に静岡県、神奈川県、東京都で地震災害に備えて判定士を養成していたところ、阪神・淡路大震災が発生し、建設省の要請で応援活動を行いました。

その有効性が広く認められて、全国に広まり、平成8年全国被災建物応急危険度判定協議会が結成され、制度や判定技術の検討が行われています。

●使用禁止建物への立入禁止

- ・危険な建物はロープ等で閉鎖し立入を禁止します。



♥ 避難生活のための施設

市町村は、地震により家屋を失って収容を要する被災者の援助のために、避難所を設置します。避難所では、自主防災組織等の協力を得て、必要最低限の避難生活ができるように必要な措置がとられます。

市町村は、要収容者の人数に応じて避難所を、学校、体育館、公民館等の公共建築物、また、あらかじめ協定した民間の建築物に設けます。さらに不足する場合には、広域避難地等に建てられた小屋又はテントも使用されることがあります。避難所では市町村職員などが、情報の伝達、避難所の管理等を行うとともに治安を維持するため警察官がパトロールなどにあたります。

避難生活をするようになったら



**自分の出来る範囲で、
ボランティア活動しよう**

♥ 仮設住宅

応急仮設住宅は災害救助法に基づき建設され、その基準は、設置戸数：住家の滅失世帯数の3割以内、平均規模：29.7㎡（9坪）、国庫負担基準額：2,034千円となっていて、基準額を超えた分は市町村が負担することとなっています。第2次東海地震被害想定では全壊世帯数を約13万世帯としていて、仮設住宅の建設戸数を3割とすると、約4万戸が必要となります。残りは公営住宅、公的宿泊施設、民間借り上げで対応する計画が作られています。阪神・淡路大震災の事例でも仮設住宅の建設率は、全壊世帯の約26%でした。

建設用地の確保については、一応5万戸分の要地が建設可能地としてリストアップされ、定期的なチェックが行われていますが、発災時には他の用途との競合が問題化すると思われます。

♥ がれき・残骸の処理

がれき・残骸物の処理は市町村の業務となっていて、処理が困難となった時は県が支援することとしています。第2次東海地震被害想定による被害から、県の処理計画は、住宅系建築物から約1,470万トン、公共公益施設から550万トンのがれきの発生を予測しています。これを静岡県産業廃棄物協会及び、静岡県産業廃棄物処理協同組合の協力を得て、現場において徹底分別を図り、金属系52万トン、コンクリート系1,583万トン、木質系385万トンに分別し、これを261箇所、938万㎡の仮置き場に一時保管することとしています。最終的には土地造成、建築資材、金属原料などのリサイクルに1,320万トン、埋め立て（焼却灰を含む）に466万トン进行处理する計画です。仮置き場の確保が重要ですが、発災時には他の用途と競合が問題化すると思われます。

♥ 被災した建築物の解体

被災した建築物の解体は、原則として所有者（管理者）責任で行うことになっています。しかし、半壊等の建築物が余震等で倒壊により、①避難地、避難路等にある一般住民の生命・身体に危害を生ずるおそれがあるとき、②緊急輸送路、一般公道等をふさいで、救助・救援等の救急交通に支障をきたすおそれがあるときは、県及び市町村が緊急解体する場合があります。

阪神・淡路大震災時には、個人住宅、民間マンション、中小事業所等を市町村が解体・処理する特別措置が実施されました。また、公道上をふさいだがれきは公共道路復旧事業として行政が対応しました。しかし、公共施設・大企業の事業所については当該管理者みずからが処理をしました。解体・処理作業は、全国廃棄物連合会、建設業協会、トラック協会、木材資源リサイクル協会等の協力を得て実施されました。



♥ 教育再開対策

大規模災害時に学校は地域住民の避難所としての役割を担うことになります。そして、教職員も避難所開設、運営に協力することとなりますが、学校は本来教育のための施設であり、早期の教育再開に向けての活動も同時に行わなければなりません。そのためには避難所として利用される場合でも、学校管理に必要な部屋の確保が必要であり、事前に施設の開放区域とその利用計画について市町村防災担当、自主防災組織と確認し合っておく必要があります。

発災後に学校再開に向けての主な業務としては、①児童生徒の被災状況の把握、②教職員の被災状況の把握、③施設・設備の確保（点検・修繕、教室・職員室などの確保、ライフラインの確保等）、④教育環境の整備（通学路の安全確保、教科書の確保、避難所の縮小）、⑤児童生徒の心のケア、⑥給食の再開準備等があります。

♥ 地震後の教育計画

小、中、高等学校及び盲・聾・養護学校では、地震が発生した校舎等の施設に被害を受け、正常な教育活動を行うことが困難な状況になった場合は、午前、午後に分けた二部授業を行うか、地域の公共施設を利用しての分散授業を行うなど、といった応急教育計画を立て、市町村の広報等と通して、その情報が児童生徒や保護者に知らされます。

また、義務教育諸学校の児童生徒が教科書や学用品等をそう失、又はき損したときは、災害救助法に基づき、無償で支給されます。

♥ 被災者の生活相談

発災後2～3日の応急対策期を過ぎると、被災地の復旧に向けての活動が始まります。被災者は生活再建活動を始め、それとともに行政による被災者に対して、問題解決への助言や、情報提供等の各種生活相談所の開設が要望されはじめる。これらに応えるため、県では、市町村や他の関係機関と連携をとりながら、必要に応じて災害対策支部において復興相談センターを設置することとしています。復興相談センターは、部門ごとに関係機関から派遣された相談員（部門によっては本庁、国等の機関から派遣される場合もある）によって構成され、面談、電話による相談に応ずることになっています。



♥ 被災者の健康対策

大規模災害発生直後の医療救護と違い、直ちに生命の危険はないと考えられる被災者の健康管理、避難所の衛生環境についても、阪神・淡路大震災の際避難所において、インフルエンザで亡くなったと言われる何人かの方の例をみるまでもなく重要な問題です。

平常時から保健指導活動の対象となっていた寝たきりの老人・身体障害者（児）、精神障害者、結核患者、難病疾患患者、妊産婦のみならず健康な人でも、避難生活等が中長期化すると、生活環境の変化等により様々な健康問題が生じます。そのため被災者に対し公衆衛生的側面からの支援が必要であり、保健婦などによる在宅者・仮設住宅への家庭訪問、公衆衛生医、保健婦、栄養士、歯科医等による避難所への巡回指導、健康診断などが計画されています。



♥ 被災後の生活支援対策

阪神・淡路大震災の教訓から、自然災害により被災した住宅再建のための支援策として、平成10年5月「被災者生活再建支援法」が成立しました。災害救助法適用災害に対し、住宅全壊（半壊解体を含む）の場合には、年収500万円以下の世帯に100万円支給、年収500～800万円で限度額50万円支給するというものです。支給する財源は都道府県が600億円を出資して基金を創設し、給付するもので、国は基金の拠出はせず、給付時に1/2補助することになっています。

支援法が成立した以降、静岡県では災害救助法の適法とならない被災世帯には、県単独で同等な給付をしています。救助が応急的である災害救助法に対し、この法律では、避難所から応急仮設住宅等へ転居した後の支援を想定しています。



参 考

1 阪神・淡路大震災の被害と東海地震の第2次被害想定との比較

項 目		兵庫県南部地震		東海地震第2次被害想定（予知なし）	
県 人 口		546万6千人		368万6千人	
マグニチュード		7.2		8.0	
震度7の区域		約30平方キロメートル		約100平方キロメートル	
人的被害（死傷者）		約4万9千人		約9万4千人	
物的被害〔建物破壊（大・中）〕		約21万棟		約45万棟	
津波被害		なし		あり（死者約500人）	
ライフラインの被害	電 気	応急復旧まで	7 日	応急復旧目標	12日
	都市ガス		約3ヶ月		1ヶ月程度
	水 道		約3ヶ月		1ヶ月程度
	電 話		15日		12日

東海地震の被害想定結果（予知なし）と阪神・淡路大震災の被害を比べると、県人口は静岡県の方が少なくても、人的被害（死傷者）は、約2倍と考えられています。また、物的被害〔建物破壊（大・中）〕も約45万棟と約2倍と考えられ、その被害の大きさが甚大であることになります。そのため、国・県及び防災関係機関・大学ではその予知に努力をしています。

2 神奈川県西部の地震の地震動・液状化による建物被害（想定）

被害要因	被害区分	被害想定数（棟）
地震動・液状化	大 破	14,359
	中 破	48,901
	一部損壊	71,300
人工造成地	大 破	2,650
	中 破	7,949
山・崖崩れ	大 破	784
	中 破	1,827
対象建物棟数（平成2年4月1日現在）		570,362

（注）要因別の被害想定数には重複があるため、特に合計数はしめさない。

気象庁震度階級関連解説表

震度	人 間	室内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない						
1	室内にいる人の多くがわずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている一部の目が覚めます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなり恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車運転している揺れに気づく人もいる。				
5 弱	多くの人が身の安全を守ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。車中の悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。補強されていないブロック塀が倒れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生ずるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本が多く落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが倒れる。具えつが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの壁が倒れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり損壊し、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂を生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂を生ずるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が開いて飛ぶことがある。	かなりの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生ずるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域ではガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6 強	立っていることができず、這わないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が開いて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀のほとんどが倒れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。(一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものがある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破損するものがある。	〔広い地域で電気、ガス水道が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

富士川河口断層帯の調査結果と評価について

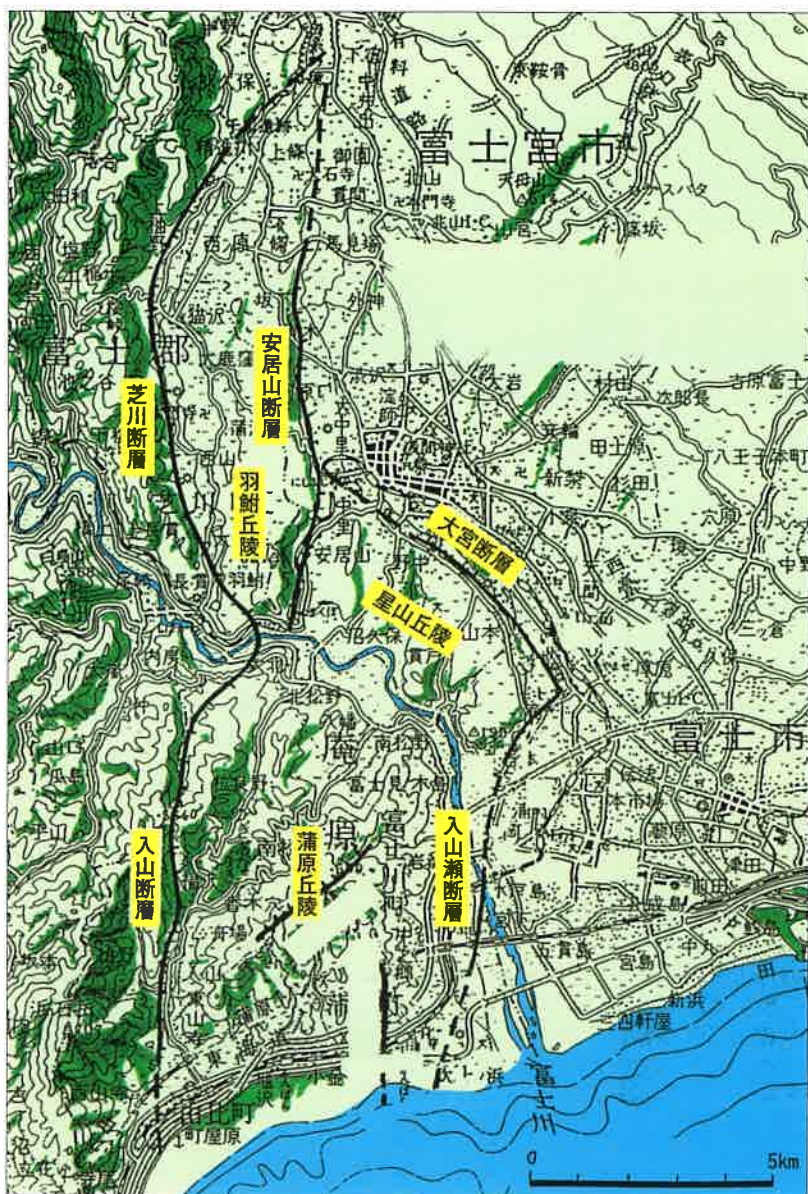
地震調査研究推進本部

地震調査委員会発表

富士川河口断層帯は駿河湾内のプレート境界に連続している。平均変位速度は少なくとも7m/千年であり、その活動は日本の中では最大級である。平均活動間隔は千数百年であったと考えられる。最新活動期は千年以上前であった可能性が高い。

これらのことから、この断層帯の次回の活動は、地震時の変位量が7m程度またはそれ以上、地震の規模でいうとマグニチュード8程度、震源域は駿河湾内にまで及ぶと考えられる。その時期は今後数百年以内の比較的近い将来である可能性がある。

(次ページ位置図参照)



地質調査所・静岡県による富士川河口断層帯位置図

(下川ほか、岩田ほか、1997)

静岡県に被害をもたらした主な地震

西暦	日本歴	マグニチュード	地震名又は地域	被害状況
1498	明応 7	8.4	東海道全般	津波。伊勢大湊で流出家屋1,000棟、死者5,000人。志太郡地方で流死26,000人。
1605	慶長 9	7.9	慶長地震	津波。浜名湖付近の橋本で100棟中80棟流出し、死者多し。
1703	元禄16	8.2	元禄地震	倒壊家屋8,000棟以上、死者2,300人以上。津波。
1707	宝永 4	8.4	宝永地震	倒壊家屋60,000棟以上、死者20,000人。袋井全滅。津波。御前崎で地盤隆起。
1854	嘉永 7	8.4	安政東海地震	倒壊焼失家屋約30,000棟。死者2,000～3,000人。津波。御前崎で地盤隆起。
1891	明治24	8.0	濃尾地震	建物全壊140,000棟。半壊80,000棟、死者7,273人。山崩れ10,000余り。
1923	大正12	7.9	関東大地震	死者99,331人、行方不明43,476人、全壊家屋128,266棟、半壊126,233棟、津波。
1930	昭和 5	7.3	北伊豆地震	死者272人、全壊家屋2,165棟。山崩れ、崖崩れ多し。
1944	昭和19	7.9	東南海地震	死者・不明1,223人、全壊家屋17,599棟、半壊36,520棟、流失家屋3,129棟。
1945	昭和20	6.8	三河地震	死者2,306人、全壊家屋7,221棟、半壊16,555棟、非住居全壊9,187棟、津波。
1946	昭和21	8.0	南海地震	死者1,330人全壊家屋11,591棟、半壊23,487棟、流出1,451棟、焼失2,596棟。
1948	昭和23	7.1	福井地震 ※	死者3,769人、倒壊家屋36,184棟、半壊11,816棟、焼失3,851棟。
1964	昭和39	7.5	新潟地震 ※	死者26人、全壊家屋1,960棟、船舶・道路の被害多数、津波、地盤隆起。
1974	昭和49	6.9	伊豆半島地震	死者・行方不明38人、全壊家屋134棟、半壊240棟、御前崎に小津波。
1978	昭和53	7.0	伊豆大島近海地震	死者25人、全壊家屋96棟、半壊616棟、道路損壊1,141ヶ所、崖崩れ191ヶ所。
1978	昭和53	7.4	宮城県沖地震 ※	死者28人、全壊家屋1,183棟、半壊5,574棟、道路破損888ヶ所、山崩れ。
1980	昭和55	6.7	伊豆半島東方沖	全壊家屋1棟、一部損壊17棟。
1983	昭和58	7.7	日本海中部地震 ※	死者104人、建物全壊934棟、半壊2,115棟、流出52棟、船沈没255隻。
1993	平成 5	7.8	北海道南西沖地震 ※	津波、死者202人、不明者28人、負傷者323人。
1995	平成 7	7.2	兵庫県南部地震 ※	死者5,502人、負傷者41,527人、全壊100,282棟。

※は、東海地域（駿河湾から御前崎沖）を震源地とする地震

※印は、本県に被害は出ていないが、参考までに掲載。資料：理科年表より

[illegible]

**図中の表示は、至、地震、傾斜、格測施設
及び気象庁等でテレメーター化され、
24時間監視されている施設**

観測所名	緯度(°N)	経度(°E)	標高(m)	設置年	備考
福島県庁	37.70	140.68	90	昭和25	
郡山	37.70	140.45	100	昭和25	
水戸	36.30	140.00	100	昭和25	
宇都宮	36.00	139.50	100	昭和25	
東京	35.68	139.76	100	昭和25	
千葉	35.68	140.10	100	昭和25	
横浜	35.45	139.63	100	昭和25	
相模原	35.50	139.60	100	昭和25	
川崎	35.68	139.63	100	昭和25	
さいたま市	35.86	139.63	100	昭和25	
大宮	35.86	139.63	100	昭和25	
熊谷	36.00	139.50	100	昭和25	
前橋	36.30	139.50	100	昭和25	
宇都宮	36.30	139.50	100	昭和25	
日光	36.70	139.70	100	昭和25	
上野原	36.70	139.70	100	昭和25	
足利	36.70	139.70	100	昭和25	
金沢	36.70	139.70	100	昭和25	
富山	36.70	139.70	100	昭和25	
石川	36.70	139.70	100	昭和25	
福井	36.70	139.70	100	昭和25	
滋賀	36.70	139.70	100	昭和25	
京都府	36.70	139.70	100	昭和25	
大阪府	36.70	139.70	100	昭和25	
兵庫県	36.70	139.70	100	昭和25	
徳島県	36.70	139.70	100	昭和25	
香川県	36.70	139.70	100	昭和25	
愛媛県	36.70	139.70	100	昭和25	
高知県	36.70	139.70	100	昭和25	
福岡県	36.70	139.70	100	昭和25	
佐賀県	36.70	139.70	100	昭和25	
熊本県	36.70	139.70	100	昭和25	
鹿児島県	36.70	139.70	100	昭和25	
沖縄県	36.70	139.70	100	昭和25	

[illegible][illegible]

[illegible]

■津波予報の種類、解説、発表される津波の高さ

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津 波 警 報	大 津 波	高いところで 3 m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3 m」、「4 m」、「6 m」 「8 m」、「10 m 以上」
	津 波	高いところで 2 m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1 m」、「2 m」
津波注意報	津波注意	高いところで 0.5 m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5 m」

事 項 索 引

い

医療救護計画	103
飲料水の備蓄	10
医療救護活動	63

え

液状化現象と建物の被害	80
-------------------	----

お

応急救護の教育	105
御前崎付近の沈降現象	86

か

解説情報と観測情報	4
海溝(トラフ)	76
海底地震計	82
家具の固定	13
仮設住宅	122
加速度	72
がれき・残骸の処理	122
火災予防に対する心構え	21
家族の役割分担	12
外国人の対策	111
ガラス飛散防止フィルム	
貼付費用の損金算入	114
観測強化地域	91

き

気象庁震度階	70
緊急警報放送システム	39

緊急輸送路の確保	107
緊急海路の確保	109
緊急空路の確保	108
緊急輸送路の復旧対策	120
教育再開対策	124
救護所	104

け

警戒宣言の発令	6
警戒宣言による指示	6
建築物の耐震化	38
警戒宣言時の	
運転者の心得	46
学校の計画	116
家庭の対策Ⅰ	44
家庭の対策Ⅱ	45
金融機関の業務	43
交通規制	40
社会全般	40
電気、電話、ガス、	
水道の状況	42
自主防災組織の活動	47
自主防災組織本部の設営	47
情報の収集・伝達	47
初期消火の準備	47
防災用資機材等の配備・活用	47
家庭内対策の徹底	47

避難活動	48	の手掛かり	36
社会秩序の維持	48	自主防災組織の訓練時の	
こ		事故の補償	32
個別訓練	32	自主防災組織とは	28
港湾の地震防災対策	110	自主防災組織のリーダー	29
コミュニティー防災センター設置	100	自主防災組織をまとめて	
広域避難地の指定	101	ゆくには	30
さ		自主防災組織から伝える情報	49
災害弱者の対策	34	自動車に乗っていて	
災害対策用資機材についての		地震にあったら	54
税制上の優遇措置	113	震源域	3
災害対策本部の設置	117	震災時の橋梁確保	107
災害応急活動に関する		震災後のゴミ対策	68
情報の収集及び伝達	60	地震火災の特徴	21
し		地震活動の空白域	1
指定行政機関・指定公共機関	95	地震計	82
静岡県緊急防災支援室	99	地震後の帰宅行動	57
静岡県ライフライン		地震後の教育計画	124
防災連絡会	99	地震後の保健衛生	58
G P S	85	地震時のとっさの行動	51
J R の運転計画	41	地震対策300日アクション	
し尿の処理方法	59	プログラム	92
食糧の備蓄	10	地震対策資金の貸付け	111
消防団との連携	67	地震対策の財源措置	96
事業所の社会的責任	35	地震発生直後の緊急輸送計画	119
事業所の地震対策取り組み		地震防災応急計画の届出	37
の前提	35	地震防災強化計画	94
事業所の地震対策取り組み		地震防災対策強化地域	96

地震防災対策強化地域判定会 …	5
地震の宏観異常現象 ……………	89
地震の前兆現象 ……………	88
地震の被害予測……………	8
地震の起こり方……………	2
地震保険 ……………	27
地震予知の三要素 ……………	81
地震予知連絡会……………	90
消火活動 ……………	62
地震災害警戒本部の設置……………	115
地盤と建物の固有周期 ……………	79
自衛隊の支援……………	118
初動体制の確立……………	117

す

水準測量 ……………	84
------------	----

せ

正断層と逆断層 ……………	74
前震、本震、余震 ……………	70
切迫性が指摘されているその他の	
地震 —神奈川県西部の地震—	9

そ

総合防災訓練 ……………	31
--------------	----

た

体積ひずみ計 ……………	83
大地震時の火災対策……………	105
大規模地震対策特別措置法 ……	92

ち

地域防災訓練 ……………	31
--------------	----

地域防災計画 ……………	94
地下街や地下道	
地震にあったら ……………	53
貯木場の津波対策……………	110

つ

津波浸水域からの避難 ……………	52
津波の予警報 ……………	78
津波対策事業の内容……………	106
津波の浸水高の想定 ……………	79
津波の高さと速さ ……………	77
津波対策推進旬間 ……………	98

て

デパート等で地震にあったら …	53
デマの防止 ……………	56

と

東名高速道路での警戒宣言の	
伝達 ……………	41
とっさの時の安全対策 ……………	50
同時通報用無線の確認 ……………	22
トリアージ……………	118
どんなパニックが起こるか ……	43

な

軟弱地盤と建物被害 ……………	26
-----------------	----

は

判定会招集報とは ……………	4
判定会招集と警戒宣言 ……………	7
発災後に備える物資の準備 ……	11
判定会招集報の伝達 ……………	39

橋の上で地震にあったら	54
発災後に流される情報	55
発災後の自主防災組織の活動	60
ハイゼックスによる	

非常食のつくり方	68
----------	----

ひ

被災建築の応急危険度判定	120
避難対象地区の確認	22
避難方法の確認	23
日頃の準備と防災訓練	30
被災者の救出活動	61
避難行動	64
避難生活	65
被災者の精神保健対策	69
P波とS波	73
避難地の確保	102
避難生活のための施設	121
被災した建築物の解体	123
被災者の生活相談	125
被災者の健康対策	126
被災後の生活支援対策	127

ふ

ブロック塀の点検	24
プレートテクトニクス	75
プレスリップ	85
プレート境界の固着域	87

ほ

防災用資機材の手入れ	33
------------	----

防災関係機関の対応	37
防災基本計画	93
防災行政無線の整備	101
防災対策強化月間	97
防災とボランティアの日	98
法人事業税の超過課税	97
ボランティア対策	112
防災意識ローラー作戦 (命のパスポート)	100

ま

街で警戒宣言を知ったら	46
マグニチュード	71
マグニチュードと震度	72

や

山崩れ・盛土崩壊の対策	25
-------------	----

ら

ライフラインの復旧	56
-----------	----

わ

わが家の耐震診断	16
----------	----

引用資料

- | | |
|----------------|--------------|
| ○自主防災活動マニュアル | 静岡県 |
| ○私たちの地震対策 | 静岡県 |
| ○わが家の地震対策マニュアル | 静岡県 |
| ○警戒宣言 あなたはどうする | 静岡県 |
| ○東海地震被害想定概要 | 静岡県 |
| ○地震の被害から身を守る！ | NTT静岡支店災害対策室 |

付記

NTT静岡支店災害対策室から、「地震の被害から身を守る！」を引用資料として提供していただきましたことを心から感謝いたします。

監修：静岡県総務部防災局

1999年 発行

DiPICS Disaster Prevention and Information Center, Shizuoka Prefecture

財団法人 静岡県防災情報研究所

〒420-0042 静岡市駒形通5丁目9番1号 静岡県地震防災センター内

TEL.054-251-7100 FAX.054-251-7500

 ホームページ

<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp>

 E-Mail

dipics@e-quakes.pref.shizuoka.jp

定価700円（本体667円）



財団法人

静岡県防災情報研究所

DIPICS

Disaster Prevention and Information center,
Shizuoka Prefecture